

# サブロク協定

労働基準法  
第36条に基づく  
労使協定

## をご存知ですか？

時間外・休日労働を行うには、**サブロク 36協定**が必要です！

「法定労働時間」を超えて、**時間外労働(残業)**する場合には、

Point  
1

労働基準法  
第36条に基づく労使協定  
(36協定※)の締結

Point  
2

労働基準監督署への届出

が必要です。

※36協定においては、「時間外労働を行う業務の種類」や、「1か月や1年当たりの時間外労働の上限」を決めなければなりません。

★**時間外労働の上限規制**が導入されます！

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

36協定が  
必要



法律による上限(例外)

年720時間  
複数月平均80時間※  
月100時間未満※  
※休日労働を含む

法律による上限(原則)

年360時間  
月45時間

1日 8 時間  
1週 40 時間

法定時間外  
労働時間

法定  
労働時間

使用者と労働者の間で、書面による協定をしてください！



「36協定」を締結する際は、

労働者の過半数で  
組織する労働組合

その労働組合が無い場合

労働者の過半数を  
代表する者

又は

と使用者の間で、書面による協定をしてください。

Point  
1

労働者の過半数とは？

正社員だけでなく、パートやアルバイトなどを含めた事業場のすべての労働者の過半数でなければなりません。

Point  
2

過半数代表者を選出するには？

選出手続は、労働者の過半数がその人の選出を支持していることが明確になる民主的な手続(投票、挙手、労働者による話し合い、持ち回り決議)がとられている必要があります。

36協定は労働者に周知しなければなりません！

ご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署までお気軽にご相談ください。

広島労働局・労働基準監督署